

一般社団法人高島町スポーツ協会
定 款
(改称：6月1日)

平成28年	2月	3日	設立時社員総会決議
平成28年	3月	17日	公証人役場定款認証
平成28年	4月	1日	一般社団法人設立登記
令和元年	6月	1日	一部改正

定 款

第1章 総 則

(名 称) : 改称後で記載

第1条 この法人は、一般社団法人高島町スポーツ協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県東置賜郡高島町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高島町におけるスポーツの普及・振興及び奨励並びにスポーツ施設の充実を図り、町民スポーツの発展及び町民の健康増進に寄与するとともに豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及及び広報活動に関する事業
- (2) 会員の強化発展並びに会員相互の連絡調整に関する事業
- (3) スポーツ行事の開催及び支援・援助に関する事業
- (4) スポーツ指導者並びにスポーツ審判員の育成に関する事業
- (5) スポーツ少年団並びにスポーツ選手の育成に関する事業
- (6) スポーツ団体並びにスポーツ選手等の表彰に関する事業
- (7) 関係諸機関との協力連携・協調に関する事業
- (8) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業並びにこの法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申込みを行うものとする。

2 入会は、総会において定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事由によって資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4) 1年以上会費を納入しなかったとき

(5) 除名されたとき

(6) 総正会員の同意があったとき

(任意退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、定款第17条第2項に定める総会の決議により、その会員を除名することができる。この場合は、その会員に対し、総会の日1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対しその旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が定款第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 前各項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 入会の基準並びに会費及び賛助会費の額
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) 合併、事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法及びこの定款で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、定款第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に招集の請求があったとき

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。ただし、正会員全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日より1週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、委任状その他の代理権を証する書面を予め法人に提出して、代理人によって総会の議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は総会毎にしなければならない。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した会長が署名又は記名押印しなければならない。

2 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役 員

(役 員)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の中からそれぞれ選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。
- 4 会長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 役員は、定款第21条第1項に定める員数を欠くに至った場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、定款第17条第2項に定める総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第27条 役員に、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、総会の決議によって定める。

- 2 役員に、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第29条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事、又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人に功績があった者又は学識経験者の中から、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、定款第25条第1項の規定を準用する。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要す

る費用は支払うことができる。

(顧問及び相談役の職務)

第31条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 規程の制定、変更及び廃止

(2) 法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(5) その他、法令又は定款に規定する職務

(招集)

第34条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決定により定めた順位により他の理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議に参加した理事であって、その理事会の議事録に異議をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、定款第23条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会の運営)

第40条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定めるものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 この法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第42条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 この法人は、定款第53条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条の定めにより基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡及び質入並びに信託をすることはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時総会の決議により、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 会計及び資産

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 この法人は、第1項の定時総会終了後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公示するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第50条 この法人は、この法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の利益を与えることができない。ただし、公益法人に対し、この法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第52条 この法人は、定款第17条第2項に定める総会の決議によって他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第11章 事務局

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第12章 公告の方法

(公告方法)

第57条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。